「企業活動と医療機関等との関係の透明性に関する指針」

ゼオンメディカル株式会社 2019 年 4 月 1 日

第1条 (目的)

ゼオンメディカル株式会社(以下、当社)の企業活動における医療機関等との関係の透明性及び信頼性を確保することにより、当社事業が、医学・医療工学をはじめとするライフサイエンスの発展に寄与していること及び当社の企業活動が高い倫理性を担保した上で行われていることについて広く理解を得ることを目的とする。

第2条 (当社の姿勢)

当社は、日本医療機器産業連合会(以下、医機連)が定める「1.倫理綱領」「2.企業行動憲章」「3.医療機器業プロモーションコード」及び医療機器業公正取引協議会が管理・運用する「4.医療機器業公正競争規約」とそれらの精神に従い、医機連の一員として、医療機関等との関係の透明性を高め、社会から高い信頼を得られる企業となることを目指すため、本指針を制定し、医療機関等への資金提供に関する情報を公開する。

第3条 (用語の定義)

- ① 医療機関等:日本国内における以下を指す。
 - ・病院、診療所、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、その他の医療を行う機 関及び医療関連研究機関等(*)
 - (*)CRO (Contract Research Organization)、大学、病院、国公立研究所(独立行政法人の研究所を含む)等
 - ・学会、研究会、財団その他の医療関係団体
 - ・医師、看護師、臨床工学技師その他の医療従事者
- ② 年度: 当年4月1日から翌年3月31日までの1年間を指す。
- ③ 公的規制:本指針において以下の省令を指す。
 - ・GCP省令(Good Clinical Practice): 「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令」(平成17年3月23日厚生労働省令第36号)
 - ・GPSP省令 (Good Post-marketing Study Practice): 「医療機器の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令」(平成17年3月23日厚生労働省令第38号)
 - ・GVP省令(Good Vigilance Practice):「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令」(平成 16 年 9 月 22 日厚生労働省令第 135 号)
 - · 臨床研究法(平成 30 年厚生労働省令第 17 号)
- ④ 奨学寄付金:学術振興・研究助成を目的として提供する寄付金をいう。
- ⑤ 医療機関等ごと:提供先・支払い先が医療従事者個人の場合は医療従事者ごとをいい、提供先・支払い先が医療従事者ではなく医療機関、医療関連研究機関その他の団体の場合は当該団体をいう。
- ⑥ 一般寄付金:医療機関等の周年事業その他の事業運営の支援を目的として提供する 寄付金をいう。

- ⑦ 学会寄付金:学会等が主催する会合の支援を目的として提供する寄付金をいう。
- ⑧ 学会共催費:学会等と共催する会合(ランチョンセミナー、シンポジウム等)について当社が支出(負担)する会場費などの費用(講師謝金を除く)をいう。
- ⑨ 原稿執筆料・監修料:プロモーション資材等の原稿執筆・監修に係る費用(広告代理店や企画会社経由の費用も含む)をいう。
- ① コンサルティング等業務委託費:「A.研究開発費等」の対象となる製品の研究・開発・ 改良に関わる業務委託以外に関する指導・助言等の業務委託に係る費用をいう。

第4条 (公開対象先)

公開対象となる資金提供等の相手先は次のとおりとする(以下、総称して「医療機関等」 という)。

- 1) 医療機関
- ・病院、診療所、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、その他医療を行うもの(保健 所等)
- 2) 研究機関
- ・大学の医学、歯学、薬学系の研究部門、ARO (Academic Research Organization)
- ・大学の理学、工学等におけるライフサイエンス系の研究部門
- ・医療機関に併設される研究部門
- ・その他ライフサイエンス系の研究機関
- 3) 医療関係団体
- ・医師会、技師会、看護協会、医学会、その他の医療関係学会・研究会等(なお、患者団体は含まれない。)
- 4) 財団、NPO法人等
- ・医療関係の財団法人、社団法人、会社法人、NPO法人、社団等
- ・特定臨床研究における研究の管理等を行う団体(CRO等を含む。)
- 5) 医療関係者等
- ・医療担当者(医師、歯科医師、看護師、保健師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、歯科衛生士、歯科技工士、理学療法士、作業療法士、その他医療に従事する者)
- ・医療業務関係者(医療担当者を除く医療機関の役員、従業員、その他医療機関において 医療機器の選択又は購入に関与する者)
- 6) 医学、歯学、薬学の他、理学、工学等におけるライフサイエンス系の研究者

第5条(公開対象となる資金等)

- 1) 日本国内の医療機関等に提供した資金等が対象であり、金額等の価額を問わない。
- 2) 外注業者や財団等の第三者を経由した場合を含む。
- 3) 資金等には、原則として物品や医療機器等の現物も含む。ただし、臨床試用医療機器 や治験用医療機器の提供及び医療機器の貸出しは除く。
- 4) 会費、広告料、学会展示費用にかかる資金等は除外する。

第4条 (公開方法及び公開時期)

医療機関等への資金提供に関する情報を各年度決算終了後 7 月以降に当社のウェブサイトを通じて公開する。

公開開始は平成 25 年度分 (2013 年度分) を平成 26 年度 (2014 年度) 7 月以降とする。

第5条 (公開対象)

前年度分の資金提供等を以下の項目に従い公開する。

A. 研究費開発費等

臨床研究法、医薬品医療機器等法におけるGCP/GVP/GPSP省令等の公的規制や各種指針のもとで実施される研究・調査等に要した費用が含まれる。提供した資金等は、各項目の年間総額とともに以下の要領で詳細公開する。

	算金等は、各項目の年間総額とともに以下の要領で詳細公開する。 					
	項目	具体的内容	公開内容			
1	特定臨床研究費	臨床研究法のもとで実施される	jRCT に記録される識別番号(以下			
		特定臨床研究において医療機関	「研究 ID」という)、提供先施設			
		等に提供した資金等	等の名称、研究実施医療機関名、			
			研究代表医師名/研究責任医師名、			
			所属等の名称、契約件数、金額			
2	倫理指針に基づ	「人を対象とする医学系研究に	提供先施設等の名称、当該年度に			
	く研究費	関する倫理指針」のもとで実施さ	支払のある契約件数、金額			
		れる研究において医療機関等に				
		提供した資金等				
3	臨床以外の研究	人を対象とする医学系研究以外	提供先施設等の名称一覧			
	費	の研究(いわゆる「基礎研究」な				
		ど)において医療機関等に提供し				
		た資金等				
4	臨床試験費(治	GCP/GVP/GPSP 省令等の薬事	提供先施設等の名称、当該年度に			
	験費)	規制のもとで実施される治験、製	支払のある契約年数、金額			
(5)	製造販売後臨床	造販売後臨床試験、不具合・感染				
	試験費	症奨励報告、製造販売後調査の費				
6	不具合·感染症	用等				
	奨励報告費	臨床試験費(治験費)には、医師				
7	製造販売後調査	主導治験に対し提供した資金等				
	費	も含む。				
8	その他研究開発	研究開発に関する会合開催に伴				
	関連費用	う費用等				

- 1)会員企業がSMO/CRO等(以下「CRO等」という)に支払った研究資金等は、以下の取扱いとする。
 - ① 特定臨床研究以外の研究をCRO等に、まとめて会員企業が業務委託する場合 CRO等を通して各医療機関等に提供された研究資金を、各医療機関等の名称で公開す る。この場合、当該CRO等の名称の公開は要しない。
 - ② CRO等が、特定臨床研究の資金管理を行っている場合 CRO等に提供した研究資金および各医療機関等に間接的に提供された研究資金全てを 公開対象とする。この場合、資金管理団体であるCRO等の名称も公開対象とする。
 - ③ 医療機関等が業務委託したCRO等に、会員企業が研究資金の一部を直接提供した場合CRO等に支払った資金も、医療機関等に提供した研究資金として医療機関等の名称で公開する。
- 2) 研究の実施に必要な機器等の貸与にかかる費用は公開対象としない。
- 3)「講師謝金」「原稿執筆料・監修料」「コンサルティング等業務委託費」に該当する場合は、「C. 原稿執筆料等」として公開するが、症例報告費は個人に提供する場合であっても、「C. 原稿執筆料等」とせず「A. 研究費開発費等」の該当項目で公開する。
- 4)特定臨床研究費の公開にあたり、公開を開始する時点で研究 I Dが付与されていない場合は空欄とし、付与後、速やかに当該研究 I Dを公開する。なお、この場合、研究 I Dが資金提供先から会員企業に速やかに提供されるよう契約締結を行う等の措置を講じる。
- 5)特定臨床研究費の公開にあたり、研究の管理等を行う団体を介して実施医療機関に研究資金を提供する場合は、会員企業が公開に必要な情報を入手できるよう当該団体と契約締結を行う等臨床研究法の要件を満たすための措置を講じる。また、当該団体を経由して実施医療機関に提供された資金をカッコ書き等で表記することで区別する。
- 6)提供先施設等の名称は、原則として会員企業の契約相手方の名称とする。契約内容に 基づいて、「施設名」「施設内組織名」「個人の所属・役職・氏名」を公開する。
- 7) 医療機関等を介して被験者等に支払われる患者負担軽減費や治験協力費等は、医療機 関等に提供する資金等として公開する。
- 8)被験者の健康被害補償にかかる費用は、医療機関等を介して支払われる場合でも公開 しない (特定臨床研究費を除く)。
- 9) IRB (認定臨床研究審査委員会を含む) に支払う費用は、研究代表医師の所属する 医療機関等で一括公開して差し支えない。
- 10)「特定臨床研究費」、「倫理指針に基づく研究費」および「臨床以外の研究費」における 統計解析にかかる費用は、医療機関等に提供する資金等として公開する。なお、統計解 析にかかる費用は研究代表医師の所属する施設等で一括公開して差し支えない。
- 11) 医療機関等に支払われない研究開発に関する会合開催に伴う費用等(会合に参加する 医師の旅費・宿泊費、飲食費、会場費など)は、「その他研究開発関連費用」で公開する。
- 12) 医療機関等に支払われない検査費用等は、「その他研究開発関連費用」で公開する。ただし、特定臨床研究において、医療機関等および検査会社等との三者契約に基づいて検査会社等に直接支払う資金は、医療機関等に提供する資金として公開する。

- 13) 研究活動(GCP/GVP/GPSP省令のもとで実施される調査・試験を除く)において医療機器等を提供する場合は、「A. 研究費開発費等」の該当項目で公開する。この場合、当該医療機器等の「名称・提供量」を公開するか、または金額換算して公開する。ただし「特定臨床研究費」の項目では、研究資金と区別できるよう「名称・提供量」を公開する。
- 14) 2017 年度以前に契約された研究は、詳細情報を公開しなくても差し支えない(特定臨床研究費を除く)。

B. 学術研究助成費

当社が医療機関等に提供する医療技術の学術振興や研究助成を目的として行われる奨学寄附金、一般寄附金、および学会等の会合開催を支援するための学会寄附金、学会共催費が含まれる。提供した資金等は、各項目の年間総額とともに以下の要領で公開する。

項目	具体的内容	公開内容 (例)
①奨学寄附金	研究活動を行う機関(大学、研究	○○大学○○教室:○○件○○円
	機関等)への研究助成や寄附講座	
②一般寄附金	団体等の活動全般を支援するた	○○大学(○○財団): ○○件○○円
	めに行う寄附	
③学会等寄附	学会等の開催を支援するために	第○回○○学会(○○地方会・○○研
金	行う寄附	究会): ○○円
④学会等共催	学会等と共催で行うセミナーや	第○回○○学会○○セミナー:○○円
費	シンポジウム等を開催するため	
	の費用	

- 1) 寄附講座は「奨学寄附金」の項目で講座名および当該年度の提供件数、提供総額を公開する。寄付講座である旨を示すことは要しない。
 - 2) 研究機関、財団等への寄附は、一般寄附金として個別に公開する。
- 3) 財団等を経由した医療機関等への寄附も対象になる。支払先の医療機関等が 特定できる場合は医療機関等の名称を公開し、特定できない場合は財団等の名称を 公開する。
- 4) 財団等を経由する学会等寄附金は、当該学会等の名称と当該財団等に支払った金額を公開し、当該財団等の名称の公開は要しない。
- 5) 医療機器又は物品の無償提供(寄贈)は、原則として研究機関、財団等に対するものは「一般寄附金」、学会、研究会等に対するものは「学会等寄附金」として公開する。この場合、当該医療機器・物品の「名称・提供量」を公開するか、または金額換算して公開する。なお、調査・研究等における医療機器又は物品の無償提供は、原則として「A. 研究費開発費等」の該当項目で公開する。

- 6)医療関係団体との共催会合(共催セミナー等)に係る費用は、「学会等共催費」 として公開し、共催団体に支払う資金等を公開対象とする。なお、医療機関等との 共催会合に係る費用は、
 - 「D. 情報提供関連費」の「講演会等会合費」として公開する。
- 7) 共催会合における演者等への謝金は、「C. 原稿執筆料等」の「講師謝金」として公開し、また、会員企業が共催団体に支払う資金等以外の費用は、「D. 情報提供関連費」の「講演会等会合費」として公開する。

C. 原稿執筆料等

当社医療機器の適正使用等に関する情報提供のために医療機関等に依頼する講演、原稿執筆、コンサルティング業務等に関して支払う費用が含まれる。提供した資金等は、 各項目の年間総額とともに以下の要領で公開する。

項目	具体的内容	公開内容(例)
① 講師謝礼	講演会、研究会等における演者・	○○大学(○○病院)○○科○○教授
	座長・役割者等への謝礼	(部長): ○○件○○円
② 現行執筆料・監修料	医学・医療工学に関する印刷物等	○○大学(○○病院)○○科○○教授
	の作成における原稿執筆料・監修	(部長): ○○件○○円
	料	
③コンサルティング業	製品開発、営業戦略等に関するア	○○大学(○○病院)○○科○○教授
務委託費	ドバイスや適性使用のための指導	(部長)
	を委託する際の業務委託費	: ○○件○○円

- 1)「C. 原稿執筆料等」は原則として業務委託先個人に支払い、施設名、所属部科、役職、個人名を公開する。やむを得ず所属する医療機関等を経由して支払う場合も、施設名、所属部科、役職、個人名を公開する。
- 2)「C. 原稿執筆料等」を業務委託先個人の所属する医療機関等に対して支払う場合は、 当該医療機関等の名称と支払件数・金額の公開とし、業務委託先個人の氏名等の公開は 要しない。
- 3)「C. 原稿執筆料等」を業務委託先個人の所属する医療機関等以外の法人等に対して支払う場合は、当該法人等、業務委託先個人および所属する医療機関等の名称等と支払件数・金額を公開する。
- 4)「C. 原稿執筆料等」の公開にあたり、申請を行った閲覧者にのみ詳細情報を開示する 方法(いわゆる二段階方式)は不可とする。

D. 情報提供関連費

医療関係者に対する当社医療機器の適正使用、安全使用の為に必要な講演会、模 擬実技指導、説明会等に関して当社が支払う費用、これらの費用等を以下の要領で 公開する。

項目 具体的内容		公開内容
① 講演会等会合費	医療関係者を対象とした自社医療機器、医学・	年間の件数・総額
	医療工学に関連する講演会・研究会等の開催に	
	関わる費用	
②説明会費	医療関係者を対象とした自社医療機器の説明	年間の件数・総額
	会 (医局説明会等) や模擬実技指導等の開催に	
	関わる費用	
③医学·医療工学関連	自社医療機器に関連する文献、患者啓発用資材	年間の総額
文献等提供	等の情報提供に関わる費用等	

E. その他の費用

医療機関等に対する社会的儀礼としての接遇等の費用

項目		公開方法
1	接遇等費用	※年間の総額として公開

第6条(透明性確保の観点からの留意事項)

- (1) 情報公開にあたり、いわゆる二段階方式による公開や印刷制限は行わない。
- (2) 本ガイドラインに基づく情報の公開を、臨床研究法に基づく情報の公表として行うことは差し支えないが、この場合、臨床研究法に基づき公表する情報を、閲覧者が容易に確認できるようにする。例えば、閲覧者が必要な情報をシステム上で検索できる仕組みを整備し(PDFの簡易検索では、この要件が満たされたことにならない)、かつ、検索により当該情報を閲覧することができる旨を明記するようにし、または、臨床研究法に基づき公表する情報が少ない場合には、検索システムではなく、当該情報にマーキングし、かつ、マーキングされたものが当該情報である旨を明記することでも差し支えない。
- (3) 本ガイドラインに基づく情報の公開と、臨床研究法に基づく情報の公表を別々に行うことも差し支えないが、この場合、その旨を明記し、閲覧者がそれぞれの情報を容易に閲覧できるようにする。

以上